

農産産地支援事業（県単）

※令和6年1月時点の情報であり、今後変更となる場合があります※

米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えようとする個性的な産地確立に取り組む営農集団等が行う機械・施設等の導入整備を支援します。

また、令和6年度から新たに、今後、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援します。

1 事業の内容

（1）種子・産地育成型【今回要望調査の対象外】

対象者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者

※ただし、事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先。

対象作物：米、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

※米・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。

補助対象：対象作物の栽培管理、収穫、集出荷、加工等に係る機械・施設

補助率：1／3以内

事業費：50万円以上、3,000万円未満

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：①事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積が下表のとおりであること

作物名	対象面積	作物名	対象面積
米	おおむね 30(10)ha 以上	落花生	おおむね 3(0.5)ha 以上
麦	おおむね 10(5)ha 以上	茶	おおむね 2ha 以上
大豆	おおむね 10(1)ha 以上	たばこ	おおむね 10ha 以上

※表中（ ）内は種子団地の場合

- ②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。
又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。
- ③計画地区は、農用地域内であること。
- ④米の場合は、市町村が稲作の担い手育成目標を定め、営農集団等は、集落の合意に基づく推進活動を実施すること。
- ⑤米の場合は、主食用米の生産目安に即した生産を行うこと（種子生産は除く）。
- ⑥事業実施主体が認定農業者の場合は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられている経営体であること。

(2) スマート農業推進型【追加要望調査の対象】

対 象 者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者、その他知事が特認める者

※ただし、事業の採択に当たっては、受益農家3戸以上の共同利用及び種子生産に係る施設・機械を優先。

対象作物：米、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

※米・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。

補助対象：生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTを活用した機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く）

補 助 率：1／3以内

事 業 費：50万円以上、600万円未満

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要 件：(1)の要件に加え、目標年度までに労働生産性、経営面積、単収のいずれかを10%以上向上する計画であること。

(3) 輸出用米・米粉用米低コスト化対応機械導入支援【新規】【要望調査の対象】

対 象 者：営農集団、認定農業者

対象作物：米

補助対象：高密度播種苗対応機械、直播用作業機械、均平用機械、ホバークラフト、フレコンバッグ用計量ユニット

補 助 率：1／3以内

主な要件：①主食用米の生産目安に即した生産を行うこと。

②事業実施年度に、米の栽培面積がおおむね30ha以上であること。

③事業実施年度の転換面積が前年度に比べて2ha以上増加していること。

④事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の栽培面積が前年度に比べて2ha以上増加していること。

2 今後の予定

令和6年4月 1日 交付要綱及び実施要領の改正通知

4月 5日 要望調査の締切（市町村→農業事務所）

4月12日 要望調査の締切（農業事務所→生産振興課）

5月 下旬 事前協議の実施

6月 下旬 予算配分（生産振興課→農業事務所）